

農地法第4条申請・自己所有農地を自分で使うために転用

農地法第5条申請・権利の移転（売買・貸借）を伴う転用

* 転用許可を受けた農地を、許可を受けた目的以外に使用、また第三者が使用する場合は、さらに計画変更、承継を伴う事業計画変更申請が必要です。

1. 申請前の確認

- (1) 申請農地が農用地区域外であるかどうか。区域内の場合は、農用地区域外申請が必要。許可見込みがあれば、転用申請ができます。〔窓口 農業政策課〕
- (2) 農地種別を確認してください。種別によっては転用できない場合があります。〔窓口 農業委員会〕
- (3) 建築や事業等できる土地であるか確認してください。（都市法・建築基準法・及びその他県条例など）また、2,000㎡を超える転用は、町土地開発条例の適用を受けます。〔窓口 都市建設課、ほか事業に関する課〕
上下水道、農集排、路側U字溝への接続等がある場合はそれぞれ〔水道課・下水道課・都市建設課〕へ申し出、必要があれば協議を行って下さい。
太陽光発電施設に転用する場合は〔まちづくり戦略課〕へ申し出、必要があれば協議を行って下さい。
- (4) 転用する目的で所有権移転する場合、申請前に分筆、登記を完了させて下さい。
- (5) 申請農地の所有者が農業者年金（経営移譲年金）受給者・農地の一括贈与により贈与税の納税猶予を受けている者の場合、自己の責任において、農業者年金基金や税務署へ届出をしなければなりません。

2. 申 請

〔窓口 役場2階 農業委員会事務局 TEL029-288-3111 ファクス 288-2113〕

・申請書 農地法第4条申請 様式1-1号- (1)、(2) 正1部

農地法第5条申請 様式1-3号- (1)、(2) 正1部

- ・申請書受付は、毎月1日～10日までです。記入漏れ・添付書類が付されていないものは、受付できない場合があります。また、申請書ご印、捺印が押されているものを提出願います。
- ・申請者本人が申請に来てください。（委任状のある場合は除く）
- ・営農型太陽光発電施設を除き隣地の同意書は不要ですが、転用事業の説明は徹底して下さい。

※ 特に太陽光発電施設の場合、工事中の車両の通行や施設設置後の日照等について周辺住民や農地所有者・耕作者と事業主の間でトラブルになる事例が起っています。事前説明は丁寧に行ってください。

3. 添付書類（1部）

① 申請者に関する事項

- 住民票簿本 原本・申請日前3ヶ月以内のもの：申請者が町外在住の場合
- 法人登記簿簿本及び定款写し（証明付） 原本・申請日前3ヶ月以内のもの：申請者が法人の場合
- 委任状 申請者以外が申請書を提出する場合

② 申請地に関する事項

- 登記事項証明書（全部事項証明書に限る 申請日前3ヶ月以内のもの）及び公図 いずれも原本（押印のあるもの）
- 位置図 1/25000程度の図面に申請地位置を指示
- 付近状況図 1/2000程度で周辺500mの範囲（住宅地図等）
- 隣接地状況図 申請農地及び隣接地の地番、地目、面積、所有者、耕作者を記入したもの（1/500～1/1,000程度）
- 農用地区域の除外見込通知 申請地が農用地区域内の場合

③ 事業内容に関する事項

- 事業計画書** 計画地は申請地のほか、2箇所選定すること
 - 事業概要書・事業経歴書・跡地利用計画書** 申請目的が資材置場の場合
 - 配置図** 申請地全体の利用計画図に加え、以下を添付
 - 申請農地に設置しようとする施設の平面図・立面図※（隣接地からの距離を明示）
 - ※ 太陽光発電施設の場合、申請地及び施設全体の縦横断面（埋設部の深さ及び両端部での高さを記入）
 - 取水排水計画を明示する図面（全体図に記入可 雨水、雑排水、し尿、工場排水の処理経路毎に色分け）
- 申請書2枚目「転用することによって生じる付近の土地…防除施設の概要」の(1)隣接地に対する処置（日照、通風、雨水等）の欄にはトラブル等が生じた際には事業主が対応する旨をご記入下さい。
（例：「万一迷惑のかかることが生じた場合には〇〇の責任において善処いたします」）

④ 事業に付随する事項

- 農業を営むものの証明** 農家住宅・農業用施設を申請する場合（農業所得の申告のある場合のみ発行可）
- 免許等写し・有資格を証する書面** 計画する事業に免許等を要する場合
- 経済産業省の再生可能エネルギー発電設備の認定書** 太陽光発電施設の場合
 - 電力会社への接続検定状況が分かる書類** 太陽光発電施設の場合
 - 売電事業者との売買契約書** 非FITの太陽光発電施設の場合
 - 再生可能エネルギー電子申請「マイページ」**を出力したもの 太陽光発電施設の場合
申請者名・計画内容の申請書との一致、設置後のメンテナンス頻度（除草含む）の確認
- 道路法第24条（工事施行）及び第32条の占用許可書** 公道を使用する場合
- 管理者の許可または同意を得た旨の書面又は写し** 公有水路を使用する場合
- 土地改良区の意見書** 申請農地が土地改良区域内にあるとき

取水、排水について水利権者、漁業権者もしくは水路管理者の同意を必要とする場合は、それを証する書面またはその写し（申請区域外に排水する場合は、放流可川等までの経路図も添付する）

⑤ 資金に関する事項

- 見積書** 少額でも徴すること
- 契約書写し** 申請地の売買又は貸借に係る契約書
- 資金証明** 残高証明・融資（見込）証明・金銭貸与証明書／金銭贈与証明書（貸与者／贈与者の残高証明添付）

⑥ その他

- ・都市計画法による開発許可または建築許可の適用のあるものは**許可申請書の写し**
- ・転用予定地内に**道路・水路等がある場合はこれに対する措置を明らかにした旨の書面**（廃止又は封替の許可又は申請の写し）土地の取得にあたっては、**許可又は許可権者の受理がなされた書面の写し**
- ・**採取計画認可申請書写し** 砂利採取の場合
 - ※河川区域における砂利採取の場合はこの他に採取量、掘削（切土）実測面積の計算書
- ・**森林法等他法令の規定により関係機関の許可及び同意書**等を要する場合は、その手続をしたことを証する書面又はその写し
- ・その他農業委員への事業説明に必要と思われるもの

4. 申請受付後の処理過程

- ・受付： 例月1日～10日（閉庁日の場合は翌開庁日）
- ・調査： 例月18日～24日ころ（農業委員による申請の内容調査）
- ・総会： 例月25日（閉庁日の場合は翌開庁日）
- ・許可書： 月末～翌月頭初 窓口にて手渡し（受領印時参）
- ・3,000㎡以上の申請は、翌月の16日の県審議となりますのでそちらの審議後許可となります。

※工事は必ず許可書受領後に着工し、完了後は完了届を提出してください。完了届提出後でなければ次回の申請を受け付けることはできません。